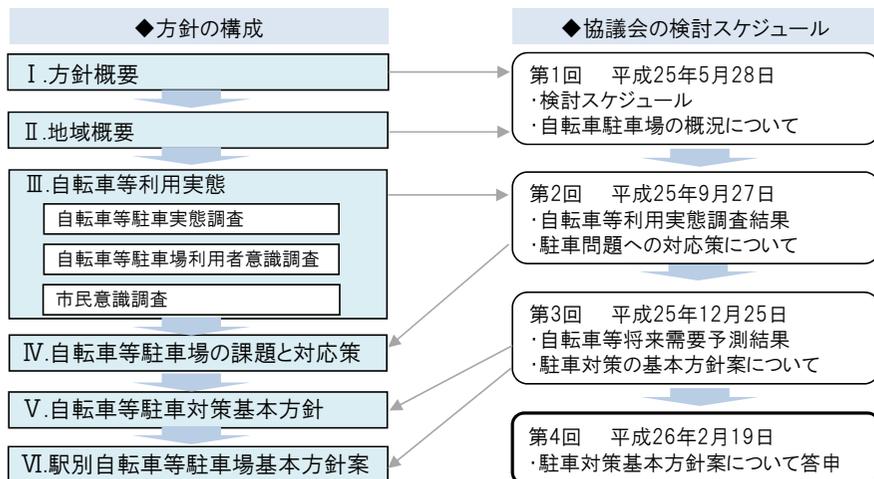


I. 方針策定の経緯

- 市では、これまで自転車等駐車場の整備や放置禁止区域の指定などによる自転車等駐車対策を行ってきたが、放置自転車問題は根本的に未解決である。
- 平成24年度に「清須市自転車等駐車場対策検討会」を設置し今後の方向性を検討した。他都市の事例で、自転車等駐車場の整備と有料化によって、受益者負担による非利用者との不公平感の解消、照明や防犯カメラの充実などによる防犯性の向上、近距離利用者の抑制、利用者が少なかった民間事業者の利用率の上昇という例があり、当市においても有料化を検討するという方向性を定めた。
- 平成25年度は、上記の実施に向けて、自転車等に関する駐車実態調査、利用者意識調査、市民意識調査を実施その結果をもとに、「清須市自転車等駐車対策協議会」を設置し、市内駅周辺の自転車等駐車特性や、有料化に向けた具体的な方策について検討を行い、清須市自転車等駐車対策基本方針を策定することとした。

I. 方針の概要

- ◆協議会の法的根拠
自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
清須市自転車等の放置の防止に関する条例・条例施行規則
- ◆上位計画
清須市総合計画〈放置自転車等対策事業〉
清須市都市計画マスタープラン〈交通施設〉



II. 自転車等利用、対策の現状

清須市の地形は、比較的平坦で高低差が少ないことから、自転車が日常生活に不可欠な乗り物として利用されている。

- ◆清須市をとりまく環境
 - 市内在住者の自転車の代表交通手段分担率は20%で、自家用車、鉄道に次ぐ（通勤・通学時）
 - 鉄道利用者の49%が駅まで自転車を利用
- ◆清須市の取り組み
 - 16箇所、約5,700台分の自転車等駐車場を整備、無料制で供用
 - 自転車等放置禁止区域の設定（須ヶ口駅）
 - 年間撤去台数は約500台、そのうち返還率は約1割
 - 市の自転車等駐車対策に係る収支は約15,000千円のマイナス

III-1. 自転車等利用実態調査概要

自転車等に関する駐車実態や意識を把握し、方針検討の基礎資料とするため、下記の調査を実施した。

- ◆自転車等駐車実態調査
駅周辺に駐車している自転車等が、どこに何台とまっているかを把握

調査日時	平成25年5月26日(日)晴れ 9:00、12:00、15:00 平成25年5月27日(月)晴れ 9:00、12:00、15:00、翌1:00
調査対象エリア	駅周辺自転車等駐車場(公営・民営)及び駅周辺路上
調査方法	車両の種類を自転車、原付バイク(50cc以下)、自動二輪(50cc超125cc以下)、自動二輪(125cc超)の4種類に分類して計測を行った。

- ◆自転車等駐車場利用者意識調査
市営自転車等駐車場利用者の利用特性、駐車に関する意識を把握

調査日時	平成25年5月27日(月)晴れ 16:00～22:00
調査対象エリア	JR枇杷島駅、JR清洲駅、新清洲駅、下小田井駅の市営自転車等駐車場(8施設)利用者
調査方法	調査員による対面式聞き取り調査(ヒアリング)

- ◆市民意識調査
市民の自転車等利用、駐車対策に関する意識を把握

調査日時	発送日：平成25年6月21日(金) 郵送回収期間：平成25年6月21日(金)～7月8日(月)
調査対象	平成25年6月1日時点で満15歳以上の清須市民
調査方法	住民基本台帳(満15歳以上)から無作為抽出した4,000人に対して郵送配布・郵送回収

Ⅲ-2.自転車等利用実態調査結果

◆ 収容可能台数を超える駐車需要のある駅がある

- 平日9時は、JR清洲駅、丸ノ内駅、尾張星の宮駅の3駅で、集中台数が収容可能台数を上回っている。(尾張星の宮駅は自転車等駐車場が未設置)
- 平日12時は、上記3駅に新清洲駅を加えた4駅で、集中台数が収容可能台数を上回っている。

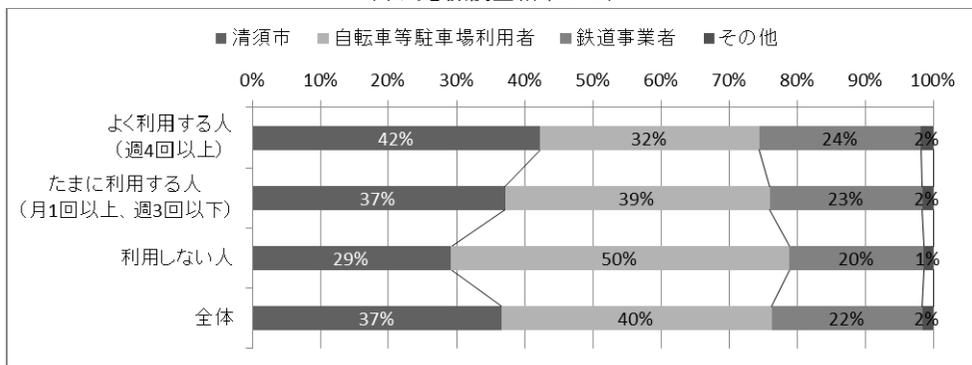
駅別、時間帯別の過不足台数[収容可能台数一乗入台数]
(自転車等駐車実態調査から)

	枇杷島	清洲	西枇杷島	二ツ杵	新川橋	須ヶ口	丸ノ内	新清洲	下小田井	尾張星の宮	合計
平日											
9時	1,036	-80	176	59	30	932	-13	30	92	-37	2,225
12時	865	-210	166	31	28	843	-15	-176	79	-37	1,574
15時	906	-187	183	41	29	873	-10	-123	81	-35	1,758
深夜	1,641	670	202	250	40	1,387	40	1,005	334	-35	5,534
休日											
9時	1,394	427	186	211	36	1,262	14	733	266	-34	4,495
12時	1,285	273	186	151	36	1,164	16	565	243	-35	3,884
15時	1,261	238	194	178	34	1,136	18	527	195	-37	3,744

◆ 市民の4割が、市営駐輪場の整備・運営費について駐輪場利用者も負担すべきと考えている

- 市民全体では、「自転車等駐車場利用者が負担すべき」が40%を占め、最も多くなり、次いで「清須市が負担すべき」が37%、「鉄道事業者が負担すべき」が22%となっている。

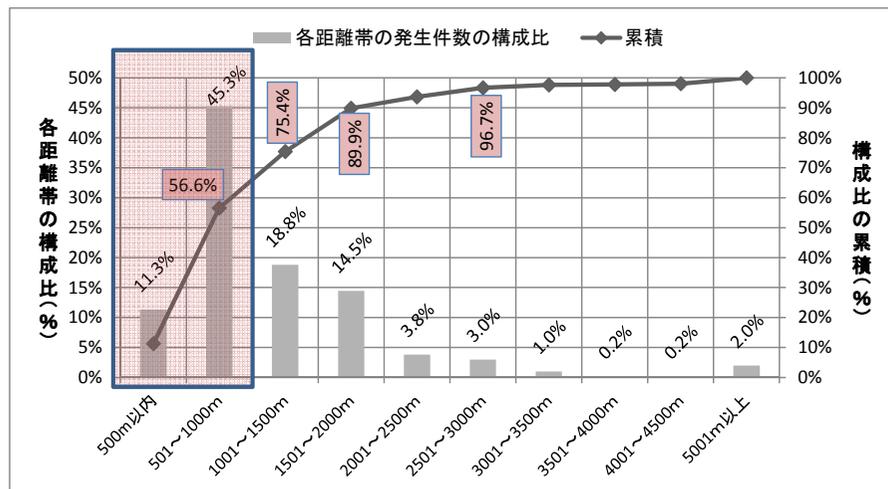
Q 市営駐輪場の整備、運営費は誰が負担すべきか？[自転車等の利用頻度別集計]
(市民意識調査結果から)



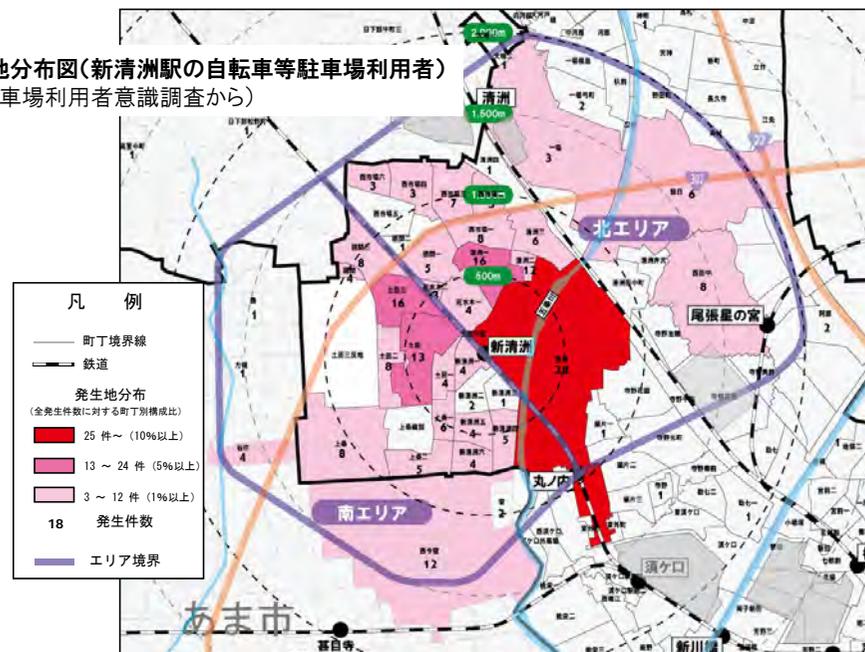
◆ 市営自転車等駐車場利用者は、近距離利用が多い

- 自転車等駐車場利用者(正利用者)のうち、駅から1km以内の近距離からのものが約57%となっている。

市営自転車等駐車場利用者の発生距離(4駅合計)
(自転車等駐車場利用者意識調査から)



自転車発生地分布図(新清洲駅の自転車等駐車場利用者)
(自転車等駐車場利用者意識調査から)



IV. 自転車等駐車場の課題と対応策

自転車等利用実態調査から抽出した課題を整理すると、以下の通りとなる。



V. 自転車等駐車対策基本方針

＜総合的方針＞

1. 原則的に市内全ての自転車等駐車場を有料化するが、優先対象を絞り、手順にそって順次有料制への移行を図る。
2. その他の駅については、無料制を存続する。
3. 有料化と放置禁止区域の設定は一体で考える。
4. 放置禁止区域の基準は他自治体の状況から300mを目安に検討する。
5. 有料制の料金については、駐車施設のサービス水準に応じた適正な料金を設定する。

基本方針1 自転車等駐車場の有料化

- 1-1. 自転車等駐車場の有料化

基本方針2 自転車等駐車場整備・運営に関する方針

- 2-1. 駐車需要の特性に応じた自転車等駐車場の整備
- 2-2. 利用しやすい自転車等駐車場の整備
- 2-3. 民間事業者の活用(公設公営以外)
- 2-4. 登録制効率的な自転車等駐車場の管理・運営

基本方針3 放置自転車等対策に関する方針

- 3-1. 適切な放置禁止区域の設定
- 3-2. 放置自転車の撤去・保管・処分
- 3-3. 放置防止に関する啓発・広報

基本方針1 自転車等駐車場の有料化

◆有料化検討の背景

無料制市営自転車等駐車場により、以下の課題がある。

1. 徒歩圏内である近距離から多くの需要
駅に近い自転車等駐車場に需要が集中
2. 駐車場の維持管理費等のほとんどが市の一般財源歳出
3. 維持管理費の負担について、一定程度の受益者負担が
求められている
4. 安全性や防犯性に問題。また、長期放置による駐車ス
ペースの圧迫
5. 清洲駅、新清洲駅では土地区画整理事業に伴い、自転
車等駐車場が廃止されるが、代替の用地費や建設費の財
源確保が困難
6. 民間の有料自転車等駐車場は、極めて利用率が悪く、有
効活用されていない



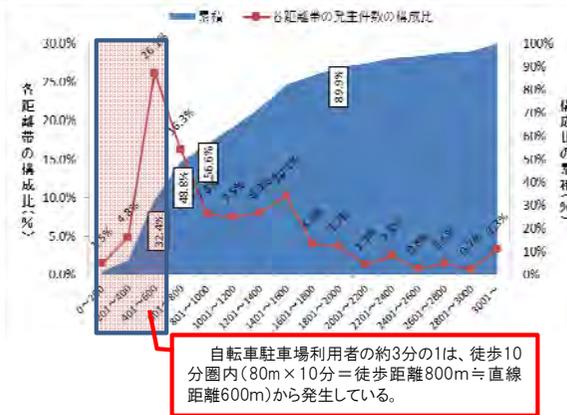
◆有料化の目的

上述の課題解決のために、1～3の目的で有料化を図ることで、財源を確保することができ、その結果4～6の目的を達成していく。

1. 自転車駐車需要の適正化(近距離利用者の抑制)
2. 財政負担の軽減
3. 適切な受益者負担
4. 安心して利用できる自転車等駐車場の確保(安全性・快
適性・防犯性)
5. 恒久的な自転車等駐車場の確保(借地料負担の削減)
6. 民間自転車等駐車場事業者の参入促進(新規整備コス
トの削減)

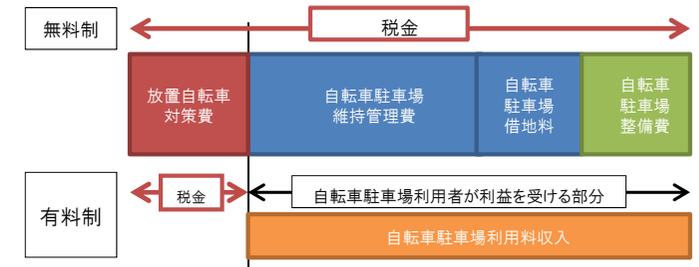
1. 自転車駐車需要の適正化

徒歩圏内の需要を抑制し、自転車駐車需要の適正化を図ることで、必要整備台数が約3割削減することができ、建設、維持管理コストの削減も図れる。



2. 財政負担の適正化及び軽減 3. 適正な受益者負担

自転車等駐車場利用者が利益を受ける部分について利用料を徴収し、その収入によって維持管理や整備費用を賄い、駅周辺的美観を維持するための放置自転車対策費用のみ税金によって賄うことで、財政負担の適正化及び軽減を図る。



◆有料制自転車等駐車場整備を優先する駅

- 自転車駐車需要が多く(1,000台以上)需要の適正化(近距離利用者の抑制)を図るべき駅(新清洲・清洲・枇杷島)
- 有料制自転車等駐車場がすでに整備されており、需要の適正化が図れている駅(須ヶ口)
- その他の駅については、需要が多くないため、優先する駅の整備後に条件が整うまで無料制として存続する。

駅	自転車等 乗り入れ台数	需給バランス	有料制民間自転車 等駐車場	有料化について
	●1,000台以上 ▲200台以上		●不足している	
枇杷島	●			全面有料化
清洲	●	●		全面有料化
新清洲	●	●	▲	全面有料化
西枇杷島				無料制存続
下小田井	▲		▲	有料化検討
二ツ杵	▲			有料化検討
丸ノ内		●		有料化検討
新川橋				無料制存続
須ヶ口	▲		●	全面有料化
尾張星の宮				無料制存続

基本方針2 自転車等駐車場整備・運営に関する方針

方針2-1. 駐車需要の特性に応じた整備

- 駅周辺の自転車等駐車需要は、主に鉄道利用の有無によって質が異なり、それに応じた整備を行うことが必要であることから、駐車需要を発生させる施設における整備については、その施設管理者が整備するものとし、市は、鉄道利用者のための一般公共用自転車等駐車場の整備を行っていく。
- また、整備にあたっては、市・道路管理者・鉄道事業者及び民間事業者が主体となって推進していく。

方針2-2. 利用しやすい自転車等駐車場整備の促進

- 「自転車等利用に関する意識調査」では、自転車等駐車場に求められる設備・サービスとして、屋根、余裕のある駐輪スペース、防犯カメラ、余裕のある通路幅、管理人の配置等の要望が多いことが把握されている。これらを参考に利用者サービス機能を充実させていく。
- わかりやすい案内板、誘導サインの整備をするとともに、バリアフリーの観点から、ハンディキャップを持った人々に出入口付近や低層部の優先的利用などの配慮をし、ラックの操作性の向上や通路幅の拡大などの検討を行う。



ラックの例



シェルターの例



管理人室の例

方針2-3. 民間事業者による整備の促進

- スムーズに自転車等駐車場を有料化するには、施設の整備費用が必要となり、多額の費用を市が単独で準備するのが困難な場合がある。
- そのため、補助金制度の活用やPFI方式の検討、民間事業者による整備などを組み合わせて検討していく必要がある。そこで、各種事業手法別に定められた援助方法をうまく活用する必要がある。
- 現在、市営自転車等駐車場では、業務委託による管理を行っている。今後は、市の負担を軽減するとともに、多様化する利用者ニーズに柔軟な対応をするため、公設公営以外の整備・管理手法の導入も検討する。

方針2-4. 効率的な自転車等駐車場の管理・運営

- 自転車等駐車場の料金体系は、主に有料制・登録制・無料制とあるが、それぞれに必要な整備台数や設備、管理運営形態が異なってくるため、駅や利用者の特性をもとに適切な対応をとっていく。

基本方針3 放置自転車等対策に関する方針

方針3-1. 放置禁止区域の指定

- 放置の状況や自転車等駐車場の配置に応じた放置禁止区域設定の指定、見直しを図ることで放置を抑制し、自転車等駐車場の利用を促す。
- 特に、自転車等駐車場の有料制を導入することで、放置禁止区域外に自転車等が放置される可能性があるため、放置禁止区域を指定していない駅については駅から300mを目安として、新規指定を行う。

方針3-2. 放置自転車等の撤去・保管・処分

- 安全な歩行空間の維持や自転車等駐車場の利用を促進するため、放置自転車等の撤去を効果的に行う。有料制導入時には、一時的に放置自転車等が増加する可能性がある。それに対応するため、周知活動とともに放置自転車等の撤去活動を強化する。
- 有料化した場合、放置自転車等が増える可能性もあり、撤去手数料、保管期間については、今後、必要に応じて見直し等を検討していく。また、撤去台数が現在より増加することが想定されるため、自転車等保管所のスペース確保についても検討する。撤去した放置自転車等で返還されないものについて、リサイクルなど有効な活用方法等を検討していく。
- 道路に隣接した民地や駅前広場に隣接した鉄道事業者用地など、道路空間以外でも自転車等が放置される可能性がある。このような民地内に自転車等が放置された場合は、自転車条例に基づく撤去の対象外となるので、放置自転車への対応方法や、放置禁止区域への編入について関係者との協議を行っていく必要がある。

方針3-3. 放置防止に関する啓発・広報

- 駅前放置自転車クリーンキャンペーンや、市広報での啓発を継続するとともに、ホームページなどによる広報啓発活動を推進する。
- また現在、放置自転車を防止するための指導員を配置している。有料制導入時に増加が懸念される放置自転車等を防止するため、今後も放置防止の指導と自転車等駐車場への誘導を行う人員を配置し、放置防止に努める。

VI. 駅別自転車等駐車対策基本方針(案)

◆自転車等駐車場整備目標台数(平成36年)

- 各駅の将来駐車需要台数(目的別・方向別)をもとに、将来必要な自転車等駐車場の過不足台数を算出し、それに対応した駅ごとの自転車等駐車場整備方針を策定する。
- 基本方針の有料制導入の優先順位に基づき算出した将来需要予測結果をもとに、将来の整備目標台数を設定する。(有料制の4駅は1人1台分のスペースを確保した場合の整備必要台数としている。)

駅	エリア	現況		
		集中台数	収容可能台数	需給バランス
JR枇杷島	東	1,149台	2,014台	865台
	西			
JR清洲	東	1,527台	1,317台	-210台
	西			
西枇杷島		89台	255台	166台
二ツ杵		246台	277台	31台
新川橋		32台	60台	28台
須ヶ口		747台	1,586台	839台
丸ノ内		87台	72台	-15台
新清洲	北	1,551台	1,372台	-179台
	南			
下小田井	東	357台	436台	79台
	西			
尾張星の宮		37台	0台	-37台
市全体		5,822台	7,389台	1,567台

料金	将来 整備目標台数 ※端数切り上げ	
	有料制	799台
280台		300台
有料制	688台	700台
	535台	550台
無料制	83台	90台
無料制	237台	250台
無料制	29台	30台
有料制	836台	850台
	86台	90台
有料制	567台	600台
	691台	700台
無料制	120台	150台
無料制	227台	250台
無料制	35台	40台
	5,213台	5,400台

◆駅別自転車等駐車対策基本方針

- 市営自転車等駐車場の有料化に伴い、増加が懸念される放置自転車等に対応するため、適正な放置禁止区域を指定した上で、効果的な撤去活動を実施し、自転車等駐車場への誘導を図っていく。
- 市営自転車等駐車場の再整備は、公設公営による整備だけでなく、民間事業者などの参入を促進する。また、市営においても管理運営を指定管理者制度の導入などを検討し、市の財政負担を軽減していく。

施策の優先順位	枇杷島駅	清洲駅	西枇杷島駅	二ツ杵駅	新川橋駅	須ヶ口駅	丸ノ内駅	新清洲駅	下小田井駅	尾張星の宮駅
	基本方針1 自転車等駐車場の有料化	◎	◎	△	△	△	○	△	◎	△
基本方針2 自転車等駐車場整備・運営に関する方針										
2-1 駐車需要の特性に応じた自転車等駐車場の整備	◎	◎	○	○	○	○	○	◎	◎	△
2-2 利用しやすい自転車等駐車場の整備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2-3 民間事業者の活用(公設公営以外)	○	○	○	△	○	○	○	○	△	○
2-4 登録制効率的な自転車等駐車場の管理・運営(民間事業者の活用(公設公営以外))	△	△	◎	◎	◎	◎	◎	△	◎	◎
基本方針3 放置自転車等対策に関する方針										
3-1 適切な放置禁止区域の設定	◎	◎	△	△	△	○	△	◎	○	△
3-2 放置自転車等の撤去・保管・処分	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
3-3 放置防止に関する啓発・広報	◎	◎	○	○	○	○	○	◎	○	○

◎最優先事項 ○優先事項 △検討事項